

# 第17期 第23回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年6月27日(月) 午後1時30分～午後1時56分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 1 名)

4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

7番 比嘉 強 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 139 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 140 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 141 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 142 号 現況証明願について

報告第 143 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 69 号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 70 号 農地転用事業計画変更承認申請について  
議案第 71 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
協議第 21 号 農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

## 8. 会議の内容

- 議長 では定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期の豊見城市農業委員会第 23 回の総会を開会いたします。
- (午後 1 時 30 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日 1 日限りといたします。  
本日の出席委員は 8 名中 1 人欠席ということで 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 7 番委員の比嘉強委員と第 8 番委員の瀬長輝男委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。  
では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第 139 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。  
報告第 139 号「農地転用後利用状況の報告について」、4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 139 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。  
特に質疑がないようですので、進行していきます。  
では次に報告第 140 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 140 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 140 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行していきます。

では次に報告第 141 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 141 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2 件ございました。  
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。  
以上です。

議長

では報告第 141 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして  
から質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
次に報告第 142 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 142 号「現況証明願について」、3 件ございました。内容を確認の上、証  
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ではただいまの報告第 142 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は  
挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
次に報告第 143 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 10 ページをお開きください。  
報告第 143 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、5 件  
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い  
たします。以上です。

議長

ただいまの報告第 143 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手  
をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
では次に議案案件に入ります。議案第 69 号について審議します。農地法第 3  
条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立  
ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお  
願いをしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 69 号について説明いたします。議案書の 12 ページをお開き  
ください。

議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 14 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 428 番 1、翁長 429 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 243 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員

それでは、令和 4 年 6 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地は航空写真で見ると繁茂しているようですが、現在は申請人が重機を用いて伐採しており、耕作可能な状態であることを確認しました。目的外の小屋等についても申請者が撤去を予定していることから、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

推進委員の大城空委員、大変ありがとうございます。では事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第 69 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

では次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に議案第 70 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 18 ページをお開きください。

議案第 70 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1 件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、24 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字与根 78 番 15、78 番 18、78 番 21、78 番 24。転用目的は貸駐車場となっておりました。変更内容としましては、転用目的を貸駐車場から貸駐車場兼貸資材置場へ変更するというものとなっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 70 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 70 号について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 70 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 70 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に議案第 71 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 26 ページをお開きください。

議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 578 番 1。転用目的は自動車整備工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、40 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 125 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 125 番 5。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10 ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、長堂地区の農用地域に近接し、農地の広がり が 10 ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに

生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3、4 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がりがあるが 10 ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、長堂地区の農用地区域に近接し、農地の広がりがあるが 10 haを超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 71 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 71 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。何かありますか。ないですか。



では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に、協議第 21 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それではお手元の議案書の 59 ページをよろしくお願ひします。

協議第 21 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、みだしの件につきましては、令和 4 年 6 月 21 日付、豊経建農第 222 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。

ページをめくっていただきまして、60 ページのほうで豊見城市長より農業委員会会長宛での意見決定についての照会文書となっております。

続いて 61 ページのほうで利用集積計画の案となっております。その詳細については主幹課の農林水産課のほうから担当のほうが出席しておりますので、そちらから説明いたしますのでよろしく願いいたします。

農林水産課

皆さん、こんにちは。農林水産課農政班、大城です。よろしく願いします。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので説明したいと思います。

資料 61 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、高安 240 番 1、1,677 ㎡、うち 1,633 ㎡。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 14 年 3 月 31 日となっております。

説明は以上となります。

議長

協議第 21 号について説明が終わりました。協議第 21 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 21 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 21 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。では以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。


これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 4 年 6 月 27 日 (月)

午後 1 時 56 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子 

7番委員 比嘉 強 

8番委員 瀬長 輝男 